

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	大垣市

大垣市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大垣市経済部農林課
所在地 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
電話番号 0584-81-4111
FAX番号 0584-81-4899
メールアドレス nourinka@city.ogaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス
計画期間	令和7年度～ 令和9年度
対象地域	岐阜県大垣市全域

対象鳥獣	ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～ 令和9年度
対象地域	岐阜県大垣市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲・野菜等	0.146ha 163.3千円
ニホンジカ	水稲・野菜等	0.812ha 797.5千円
ニホンザル	水稲・野菜等	0.884ha 895.2千円
カラス	水稲・野菜等	0.003ha 4.2千円
ツキノワグマ	目撃等の件数	2件

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 イノシシによる被害は年間を通して発生している。被害地域は大垣地域北西部と上石津地域全域で、水稲・いも類等の農作物被害のほか畦畔などの掘り起こしがある。被害の軽減には防護柵の設置が最も有効な方法であり、本市では平成25年度から鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して防護柵を設置しており、水稲等の被害は大幅に減少した。</p>
<p>【ニホンジカ】 ニホンジカによる被害は年間を通して発生している。被害地域は大垣地域北西部と上石津地域全域で、水稲・いも類・豆類・野菜等の農作物被害のほか、山林内の植林地における剥皮や若齢木の枝葉の食害など被害は多様である。被害の軽減には防護柵の設置が最も有効な方法であり、本市では、平成25年度から鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して防護柵を設置している。併せて ICT を活用した囲い柵わなを導入したため水稲等の被害は大幅に減少した。</p>

<p>【ニホンザル】</p> <p>ニホンザルによる被害は年間を通して発生している。被害地域は大垣地域北西部と上石津地域全域で、水稻・豆類・いも類・野菜等の被害があり、中でも家庭菜園への被害が多く、群れが移動しながら被害を及ぼしている。本市では、平成 26 年度から鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して電気柵を設置しているほか、地域住民による追い払いを推進している。また、平成 29 年度から大型捕獲檻を設置して捕獲活動を推進している。</p>
<p>【カラス】</p> <p>カラスによる被害は年間を通して発生している。被害地域は大垣市全域で、水稻・豆類・いも類・野菜・果樹等の被害が発生している。また、農作物被害だけでなく、糞害等の生活環境被害も発生している。</p>
<p>【ツキノワグマ】</p> <p>ツキノワグマによる農作物被害報告は少ないが、出没及び目撃報告が寄せられており、住民の生命・身体・財産に危険が及ぶことが懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
イノシシ	被害面積	0.146ha	0.102ha
	被害額	163.3 千円	114.31 千円
ニホンジカ	被害面積	0.812ha	0.557ha
	被害額	797.5 千円	558.3 千円
ニホンザル	被害面積	0.884ha	0.619ha
	被害額	895.2 千円	626.6 千円
カラス	被害面積	0.003ha	0.002ha
	被害額	4.2 千円	2.9 千円
ツキノワグマ	目撃等の件数	2 件	1 件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大垣市有害鳥獣捕獲隊に委託し、わな・銃器を使用した捕獲を実施する。 ・ 県の野生鳥獣保護管理推進事業（個体数調整捕獲事業）により、わなを使用したニホンジカの捕獲を実施する。 ・ 県の野生鳥獣保護管理推進事業（わな捕獲を中心とした捕獲体制のモデル事業）によりわな免許を取得した地域住民が、わなを使用した捕獲を実施する。 ・ 国交付金事業を活用し、サル用大型捕獲檻及びシカ用囲い柵わなを設置して捕獲を実施する。 ・ 狩猟（わな猟）免許取得及び更新にかかる費用の一部を補助をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者の減少及び高齢化により捕獲活動が困難になることが推測されるため、捕獲従事者の確保育成が必要である。また、ツキノワグマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した際に緊急で対応できる担い手の育成も必要である。 ・ 集落付近の雑草地等や藪の中等に住み着いている個体の捕獲。 ・ カラス等の鳥類の捕獲。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して防護柵を設置した。（H25～R3：防護柵約136.0km、電気柵：約66.4km） ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金等の要件を満たさない電気柵や防後ネット等を設置した農業者に対して、資材費の一部を補助している。 ・ ニホンザルの追い払いを実施するため、希望する自治会にロケット花火を配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の設置によりニホンジカの農作物被害は大幅に減少したが、山林の植栽木の剥皮被害等の林業被害が深刻である。 ・ 防護柵の設置が困難な道路や河川、水路からのニホンジカ等の侵入が発生している。 ・ 防護柵が山際に設置されている個所があり、ニホンザルが防護柵を乗り越えて農地等に侵入している。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等を対象とした研修会を開催し、市が取り組んでいる鳥獣害対策を説明するとともに放任果樹や食物残渣の除去の必要性を説明し、捕獲と防護による被害防止対策の普及啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会で周知しているものの放任果樹や食物残渣の除去が行われず、農作物等の被害発生要因となっているため、今後も対象鳥獣を農地や集落に近づかせない対策の普及啓発に努める。

(5) 今後の取組方針

(取り組み)

- ・市有害鳥獣捕獲隊等による有害捕獲を継続する。
- ・県の野生鳥獣保護管理推進事業（個体数調整捕獲事業）により、わなを使用したニホンジカの捕獲を継続する。
- ・鳥類用のわなを用いたカラスの捕獲を実施する。
- ・有害鳥獣被害防止対策の調査及び研究を継続する。
- ・防護柵の設置及び修繕の支援を継続する。
- ・農作物被害調査を継続し、被害量の把握に努める。
- ・GPS首輪を活用しながらニホンザルの生息状況の把握に努める
- ・狩猟（わな）免許取得及び更新について情報提供を含む支援を実施する。
- ・専門家を招いての研修会を開催し、被害防止対策の普及啓発に努める。

(その他)

- ・専門家による農業者や獣害担当等を対象とした研修会を開催し、放任果樹の除去の必要性や野菜屑・生ごみの放置をしない等の被害防止に関する指導を実施する。
- ・県や専門家等の関係機関と連携を図りながら、地域住民と捕獲と防除の両輪での被害防止対策を推進していく。
- ・捕獲等許可申請に関する業務は農林課で担当する。業務の分担としては、農作物被害に関する対応については農林課が、生活被害に関する対応は環境衛生課で担当する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(大垣市有害鳥獣捕獲隊)

西濃猟友会会員の中から市長が適格と認めた隊員で編成し、市の委託により捕獲活動を実施する。大垣本隊と上石津分隊で組織されており各地域の実情、各隊の意向をふまえながら活動する。

(個人捕獲者)

自己が所有する農地等を防除するためにその周辺で捕獲を実施する。大垣市北西部及び上石津町全域に捕獲者がおり、わな捕獲での活動をしている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT捕獲檻を整備・管理をすることで捕獲の推進に努める。 ・ニホンザルの群れの行動把握を実施し、効果的な場所を選定したうえで大型捕獲檻を設置し捕獲の推進に努める。 ・市有害鳥獣捕獲隊以外の個人捕獲者による有害鳥獣捕獲を許可することで捕獲従事者の確保に努める。併せてわな免許の更新・新規取得についての補助を継続していく。
令和8年 ～ 令和9年	ツキノワグマ	狩猟免許取得のための支援を継続的に行い、有害鳥獣捕獲従事者の育成に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
対象鳥獣	捕獲実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	15 頭	16 頭	6 頭
ニホンジカ	290 頭	368 頭	306 頭
ニホンザル	14 頭	42 頭	49 頭
カラス	0 羽	1 羽	0 羽
ツキノワグマ	0 頭	0 頭	1 頭

【イノシシ】
 防護柵の設置等により被害は減少している。また、CSF（豚熱）の流行により捕獲実績は減少しているが、被害軽減目標達成に向けて積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画頭数を100頭とする。

【ニホンジカ】
 防護柵の設置等により被害は減少しているが、防護柵の未設置場所や設置困難な場所等からの侵入により、水稻・いも類・豆類・野菜類の農作物被害のほか、山林内の植林地での剥皮被害等が発生している。被害軽減目標達成に向けて積極的に捕獲を行うこととし捕獲頭数は400頭とする。

【ニホンザル】

電気柵の設置等により被害は減少しているが、未設置場所や山際に防護柵を設置している場所等からの侵入により、水稻・いも類・豆類・野菜類の農作物被害がある。被害軽減目標達成に向けて積極的に捕獲を行うこととし捕獲頭数は100頭とする。

【カラス】

果樹等への農作物被害のほかにふん害等の生活環境被害も発生している。被害軽減目標達成に向け積極的に捕獲を行うこととし捕獲頭数は50羽とする。

【ツキノワグマ】

人的被害を及ぼす可能性のある危険個体について、出没状況に応じて捕獲を行う。捕獲頭数は5頭とする。

対象鳥獣 (被害防止捕獲)	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	400頭	400頭	400頭
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
カラス	50羽	50羽	50羽
ツキノワグマ	0頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
(対象区域) 大垣市全域 (実施期間) イノシシ：猟期外の被害防止捕獲を基本とする。 ニホンジカ：猟期外の被害防止捕獲を基本とする。ただし、 猟期中であっても個体数調整捕獲を実施する 場合は、定められた期間で捕獲を実施する。 ニホンザル：年間を通して被害防止捕獲を実施する。 カラス：年間を通して被害防止捕獲を実施する。 ツキノワグマ：痕跡や目撃情報に応じて捕獲を実施する。 (方 法) 大垣市被害防止捕獲実施要領に基づき、銃器及びわな(くくりわな、箱わな等)を使用して対象鳥獣の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じる恐れがあり、緊急的な捕獲が必要な場合に限り、関係機関と協議のうえ、ライフル銃による捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	【広域防護柵の設置】 施設の種類：ワイヤーメッシュ柵、電気柵 設置規模：広域（沖単位） 備考：自治会が実施主体となり、国の交付金等を活用し広域にワイヤーメッシュ柵及び電気柵の設置を行う。設置箇所は、自治会からの要望を受け営農状況や被害調査を考慮し決定する。		
イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス	【有害獣防除施設設置事業】 施設の種類：防護ネット、電気柵等 設置規模：個人等 備考：個人等が設置した防護柵等に対してその資材費の一部の補助を行う。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス	【侵入防止柵の管理等】 ・農業者や獣害担当者等を対象とした研修会を開催し、防護柵の適切な維持管理を指導する。		
	【追払い活動等】 ・追払い用の花火を活用した集落ぐるみの追払いを啓発する。 ・生息状況等を把握し効果的な追払い等の調査研究をする。 ・農業者や獣害担当者等を対象とした研修会を開催し、対象鳥獣の習性等について周知をする。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

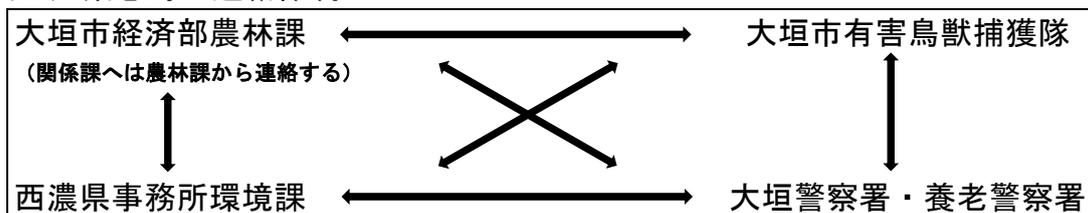
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス	農業者や獣害担当等を対象とした研修会を開催し、放任果樹の除去の必要性や野菜屑・生ごみの放置をしない等の被害防止に関する指導を実施する。
令和8年 ～ 令和9年	ツキノワグマ	ツキノワグマを誘因しない集落づくりを推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岐阜県 ・岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課 ・岐阜県西濃県事務所環境課	情報収集 情報収集、捕獲方法・対策の協議
大垣市 ・経済部農林課 ・危機管理部危機管理課 ・教育委員会事務局学校教育課 ・こども未来部保育課 ・教育委員会事務局社会教育スポーツ課 ・上石津地域事務所産業建設課 ・墨俣地域事務所産業建設課	情報収集、捕獲方法・対策の協議、現地調査、関係機関及び所属等との連絡調整 情報収集、防災無線を使用した周知等の対応、市民の安全確保 情報収集、各小中学校等への対応 情報収集、各保育園等への対応 情報収集、所管施設への対応 情報収集、市民への広報活動 情報収集、市民への広報活動
その他機関 ・大垣警察署 ・養老警察署 ・大垣市有害鳥獣捕獲隊	情報収集、捕獲方法・対策の協議、現地調査、関係機関及び所属等との調整、市民の安全確保 情報収集、捕獲方法・対策の協議、現地調査、関係機関及び所属等との調整、市民の安全確保 現地調査の協力、捕獲活動の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後焼却又は埋設処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣は、焼却又は埋設処分としているため、食品等の利用は行っていない。 今後、捕獲した鳥獣の利活用について調査・検討をしていく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備予定なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設の整備予定がないため、人材育成の取組予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大垣市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大垣市連合自治会（関係6地区）	有害鳥獣による地区の被害状況の把握と住民との情報伝達を行う。
上石津まちづくり協議会	有害鳥獣による地区の被害状況の把握と住民との情報伝達を行う。
大垣市農事改良組合長会連絡協議会	有害鳥獣による農地の被害状況の把握と農業者との情報伝達を行う。
J Aにしみの大垣営農協議会	有害鳥獣による農地の被害状況の把握と農業者との情報伝達を行う。
大垣市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣の捕獲に関する専門知識を活かして助言を行う。
西美濃農業協同組合 大垣営農経済センター 養老西グループ	有害鳥獣による農地の被害状況の把握と農業者との情報伝達を行う。
西南濃森林組合	有害鳥獣による山林の被害状況の把握と被害防止技術の情報提供を行う。
大垣市 経済部	協議会の事務局を担当し、各関係機関との連絡調整を行う。
大垣市 上石津地域事務所	有害鳥獣による地域の被害状況の把握と情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜県 西濃農林事務所 農業振興課	被害対策に関する専門知識を活かして指導・助言を行う。
岐阜県 西濃県事務所 環境課	有害鳥獣捕獲に関する指導・助言を行う。
岐阜県農業共済組合 西濃支所	農作物被害の状況把握と情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【大垣市鳥獣被害対策実施隊】

市職員によって編成され、以下の業務を行うもの。

- ① 有害鳥獣の捕獲に関する事
- ② 鳥獣被害侵入防護柵の設置に関する事
- ③ その他被害防止施策に関する事

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案を行うに当たり、地域住民及び関係機関と連携し、その参画のもと、積極的に獣害対策を推進していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし